

間接補助事業の概要について（予定）

【1. 補助対象者】

全業種の法人及び個人事業主

【2. 間接補助対象事業】

以下の（１）～（７）に係る取り組みに必要な設備導入に係る設計費、設備費、工事費等（以下「設計費等」という。）に対して補助を行います。具体的な設備等の対象範囲については、経済産業省と協議の上決定します。

- （１）リサイクルが困難な設備に含まれる希少金属について、レアアースの安価回収技術やリチウム等の金属資源高効率回収技術に係る設計費等への補助（想定採択件数：３件程度）
- （２）電気電子製品に含まれるリチウムイオン電池について、安全処理を確保するための選別・解体・リサイクル技術に係る設計費等への補助（想定採択件数：３件程度）
- （３）自動車に含まれるリチウムイオン電池について、選別・解体を自動化するためのシステムや劣化診断技術に係る設計費等への補助（想定採択件数２件程度）
- （４）包装・プラスチックについて、電子透かし技術や複合素材として利用されているプラスチックの脱色及び易分離技術に係る設計費等への補助（想定採択件数：３件程度）
- （５）プラスチックについて、プラスチック資源循環促進法に基づき回収されるプラスチックの高度な資源循環に資する技術に係る設計費等への補助（想定採択件数：３件程度）
- （６）繊維について、エネルギー使用量の少ないケミカルリサイクル、複合材料の再生技術、品質劣化の少ないマテリアルリサイクル技術に係る設計費等への補助（想定採択件数３件程度）
- （７）資源循環モデルの社会実装のため、大阪・関西万博や自治体において、関係主体と連携した技術に係る設計費等への補助（想定採択件数：３件程度）

【3. 補助対象設備の例】

（１）について

- i) 大型蓄電池含有設備等の解体装置
- ii) ブラックマス製造装置

等

（２）について

- i) 光学選別装置
- ii) 異物除去装置

等

（３）について

- i) 自動車バッテリー自動取り出し装置及びプログラム構築

ii) バッテリー劣化診断装置及びプログラム構築

等

(4) について

i) 選別装置

ii) アルカリ処理設備

等

(5) について

i) 混練装置

ii) 成形装置（製品金型を含む）

iii) 製品冷却装置

等

(6) について

i) ケミカルリサイクルに係る成分分離・抽出、素材生成装置

ii) マテリアルリサイクルに係る反毛、繊維生成装置

等

(7) について

i) 循環処理・資源化装置

ii) 情報共有基盤及びプログラム

等

【4. 補助対象経費】

下表のとおり

補助対象 経費の区分	内 容
事業費	資源自律に向けた資源循環システム強靱化実証事業に要する経費 （（１）リサイクルが困難な設備に含まれる希少金属について、レアアースの安価回収技術やリチウム等の金属資源高効率回収技術に係る設備投資等、（２）電気電子製品に含まれるリチウムイオン電池について、安全処理を確保するための選別・解体・リサイクル技術に係る設備投資等、（３）自動車に含まれるリチウムイオン電池について、選別・解体を自動化するためのシステムや劣化診断技術に係る設備投資等、（４）包装・プラスチックについて、電子透かし技術や複合素材として利用されているプラスチックの脱色及び易分離技術に係る設備投資等、（５）プラスチックについて、プラスチック資源循環促進法に基づき回収されるプラスチックの高度な資源循環に資する技術に係る設備投資等、（６）繊維について、エネルギー使用量の少ないケミカルリサイクル、複合材料の再生技術、品質劣化の少ないマテリアルリサイクル技術に係る設備投資等及び（７）資源循環モデルの社会実装のため、大阪・関西万博や自治体において、関係主体と連携した技術に係る設備投資等に要する経費（設計費、設備費、工事費等）の一部を助成する事業に要する経費）

業務管理費 (委託・外注費除く)	人件費、会議費、旅費、通信費、物品・図書・消耗品費、調査費、事務所維持費（借室料、光熱水費等）、賃借料、印刷費、謝金、一般管理費、その他事業を行うために必要と認められるもの
業務管理費 (委託・外注費)	審査、事業者サポート、システム調達、支払業務、調査・分析業務、広報業務、アドバイザリー業務、その他事務局業務に要する委託・外注費

※間接補助事業者への支払は、事業実施期間内に行う必要があります。

※募集要領【7. 補助対象経費の計上】の「7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外」ただし書に関わらず、間接補助対象経費（事業費）は、消費税及び地方消費税額の対象外とします。

※委託、外注を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は認められません。経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者等を選定してください。

※業務管理費の経費区分のうち、委託・外注費については、他の経費と区分を分けてください。

※委託・外注（契約金額100万円未満は除く）を行う場合、業務の実施に要した経費により精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみを支払うこと）を行う必要があります。事務局業務において委託・外注に区分される主な業務は次のとおり。

- ・ 審査
- ・ 事業者サポート（説明会、マニュアル、申請サポートセンター、コールセンター）
- ・ システム調達（業務関連システム、広報関連システムの構築、保守）
- ・ 支払業務（振込業務、交付通知）調査・分析
- ・ 広報業務（広告制作）
- ・ アドバイザリー業務（法律・会計関連）
- ・ その他事務局業務に要する委託・外注

※精算処理の対象業務（委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）において一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める委託事業事務処理マニュアルの「11. 再委託・外注費に関する経理処理」に記載の「入札公告等において別途指定する大規模事業の場合の処理」と同じ率を上限としてください。また、一般管理費の経理処理の実施方法についても同マニュアルに沿って実施してください。

補助事業事務処理マニュアル：

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf

【5. 1 事業当たりの補助率】

中小企業等1／2以内、大企業等1／3以内とする。なお、補助限度額（上限額）については、経済産業省と協議の上決定します。

※なお、中小企業者については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める者を対象とする。ただし以下のいずれか1つ以上に該当する者は、非中小企業者の補助率及び補助上限額を適用することとする。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ・ 資本金又は出資金が5億円以上の法人（中小企業を除く）に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者

- ・補助金の交付の申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去３年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が１５億円を超える中小企業者

【６．募集方法】

一定期間の公募により実施します。

【７．その他】

行政のデジタル化が進展していることを踏まえ、間接補助事業者の申請等にあたっては、原則、補助金申請システム（Jグランツ）を利用すること。